

太教管理第 1515 号
令和 8 年 2 月 16 日

太子町学校教育審議会会長 様

太子町教育委員会



学校給食費の改定及び算定基準の策定について（諮問）

太子町の学校給食費につきましては、令和 7 年 4 月に、昨今の物価高騰を踏まえた改定を実施いたしました。しかしながら、その後も令和 7 年産精米価格の急激な上昇に加え、多品目にわたる食材費が想定を上回る水準で高騰し続けております。

こうした状況の中、栄養教諭が献立作成や食材調達において創意工夫を重ね、経費の抑制に努めてまいりましたが、物価高騰の終息が見通せない現状においては、現行の学校給食費では令和 8 年度以降、学校給食摂取基準を満たす栄養と質を確保し、安定的に提供することが極めて困難な状況となっております。

また、令和 8 年 4 月からは、国による「公立小学校の学校給食費負担軽減事業」の実施が予定されており、本町が国から適正な補助を受けるためには、最新の消費者物価指数等の客観的指標に基づき、適切な学校給食費を算定することが求められております。

つきましては、将来にわたり安全・安心で質の高い給食を維持するとともに、社会情勢の変化に柔軟かつ迅速に対応できる適正な学校給食運営を行うため、令和 8 年度の学校給食費改定及び令和 9 年度以降の学校給食費算定基準の策定について、太子町学校教育審議会条例（平成 13 年 12 月 27 日条例第 20 号）に基づき、貴審議会の意見を求めます。